

食安輸発1212第3号  
平成26年12月12日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課  
輸入食品安全対策室長  
(公印省略)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について  
(韓国産ししとうのヘキサコナゾール及びトマトのフルキンコナゾール並びに中国産レイシ(ライチ)の4-クロルフェノキシ酢酸)

「平成26年度輸入食品等モニタリング計画」については、平成26年3月28日付け食安輸発0328第10号(最終改正:平成26年12月9日付け食安輸発1209第1号)に基づき実施しているところです。

今般、輸入時のモニタリング検査の結果、韓国産生鮮ししとう及び生鮮トマト並びに中国産冷凍レイシ(ライチ)において食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品について食品衛生法違反の可能性を判断する目的で、残留農薬に係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応することとし、上記通知の別表第2(製造者、製造所、輸出者及び包装者の欄を除く。)及び別表第3に下記を追加するので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしく申し上げます。

記

検査強化日	対象国・地域	対象品目	検査項目	製造者、製造所、輸出者及び包装者
平成26年12月12日	韓国	ししとう及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(ヘキサコナゾール)	GYEONGNAM TRADING INC.
平成26年12月12日	韓国	トマト及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(フルキンコナゾール)	HONGWON TRADING CO.
平成26年12月12日	中国	レイシ(ライチ)及びその加工品(簡易な加工に限る。)	残留農薬(4-クロルフェノキシ酢酸)	LONG HAI YI DE INDUSTRY AND TRADE CO., LTD.